

公示第167号

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部
を税関官署の長に委任すること等についての公告の一部改正について

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署
の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を下記の
とおり改正したので公告する。

平成30年6月18日

名古屋税関長 廣瀬 行成

記

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署
の長に委任すること等についての公告（平成22年公示第131号）の一部を次のように
改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改
める。

附 則

この公告は、平成30年7月1日から適用する。

税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び税関長の権限の一部を税関官署の長に委任すること等についての公告
 (平成22年公示第131号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表第1		別表第1	
税 関 官 署 名	管 轄 区 域	税 関 官 署 名	管 轄 区 域
	(省 略)		(同 左)
清水税関支署 静岡空港出張所	(省 略)	清水税関支署 静岡空港出張所	(同 左)
(削 除)	(削 除)	<u>愛知県のうち</u> <u>名古屋税関</u> <u>稻永出張所</u>	<u>名古屋市港区のうち一州町、稻永一丁目から</u> <u>五丁目、錦町、野跡一丁目から五丁目、潮風</u> <u>町、汐止町、空見町及び金城ふ頭並びにこれ</u> <u>らの地先</u>
豊橋税関支署 衣浦出張所	(省 略)	豊橋税関支署 衣浦出張所	(同 左)
	(省 略)		(同 左)

改 正 後

別表第2

「関税法関係」から「自家用車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係」まで

番号	関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所			監視署
		諫訪	南部、西部	中部外郵	浜松	沼尾鷺、焼津	興津、蒲郡	
								下田

改 正 前

別表第2

「関税法関係」から「自家用車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律関係」まで

番号	関税法施行令第92条第2項の規定に基づき委任する権限	税関出張所			税関支署出張所			監視署
		諫訪	稻永	南部	浜松	沼尾鷺、焼津	興津、蒲郡	
								下田

別表第3

関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる権限のうち、委任しない権限

1 (省略)

2 前記1に掲げる権限のほか、次に掲げる所署長の区分に応じた各権限は、当該所署長に委任しない。

(1) 興津出張所、南部出張所、西部出張所及び蒲郡出張所の長

関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の権限のうち、本邦に入出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯する貨物又は別送して輸出入する貨物（以下「別送品」という。）及び船長、機長又は入出国者に託して輸出入される貨物に係る権限。

(2) (省略)

3 (省略)

別表第3

関税法施行令第92条第2項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる権限のうち、委任しない権限

1 (同左)

2 前記1に掲げる権限のほか、次に掲げる所署長の区分に応じた各権限は、当該所署長に委任しない。

(1) 興津、稻永、南部、西部及び蒲郡各出張所長

関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の権限のうち、本邦に入出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員が携帯する貨物又は別送して輸出入する貨物（以下「別送品」という。）及び船長、機長又は入出国者に託して輸出入される貨物に係る権限。

(2) (同左)

3 (同左)